

# 手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会規約

## (目 的)

第1条 本協議会は、手賀沼地域における21世紀の地域整備のあり方を検討しつつ、自然災害の未然防止と地域の活性化に資する国営土地改良事業及び関連事業等の農業農村整備事業の円滑迅速なる推進を図ることを目的とする。

## (名 称)

第2条 本協議会は、手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会（以下、「本会」という。）と称する。

## (活 動)

第3条 本会は第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各種事業との連絡調整に関する事。
- (2) 施設整備に関する事。
- (3) 営農計画及び土地利用に関する事。
- (4) 環境との調和への配慮に関する事。
- (5) 情報収集及び啓発普及に関する事。
- (6) 要望等に関する事。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第4条 本会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

## (役 員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監 事 2名
- 2 役員は、総会で選任する。
  - 3 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 4 補欠の役員任期は、前任者の在任期間とする。

## (役員職務)

第6条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は毎事業年度に1回、経理の状況を監査し、総会に報告するものとする。

## (総会の招集)

第7条 本会の総会は、会長が招集する。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。なお、会員の所属する部署からの代理出席を認めるものとする。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(総会の議決事項)

第8条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の設定、追加、変更及び廃止
- (2) 役員を選任
- (3) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び収支決算
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事項

(議事録)

第9条 議長は、会議の状況及びその結果を記載した議事録を調整し出席した会員2名と共に押印するものとする。

(幹事会)

第10条 本会の業務を円滑に行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。なお、幹事の所属する部署からの代理出席を認めるものとする。
- 3 幹事会は、幹事の互選により幹事長1名及び副幹事長1名を選出する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 5 幹事会は、別途各検討部会を設けるものとする。
- 6 幹事会は、事業推進に係る諸事項を協議し、会長に対し意見を上申することができる。
- 7 幹事会は幹事長が招集する。
- 8 幹事会の議長は幹事長をもって充てる。

(顧問及び参与)

第11条 本会には、別表1に掲げる顧問及び参与を置き、意見を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、千葉県手賀沼土地改良区に置く。

(事業年度及び会計年度)

第13条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第14条 本会の経費は、関係機関の負担金等によるものとする。

- 2 負担金の算定方法及び納入方法等は総会で決定する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、会長において定める事ができるものとする。

附 則

この規約は、平成27年2月2日から施行する。

## 別表 1

## 手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会名簿

## (会員)

平成31年4月14日

所 属	役 職	備 考
船橋市	市 長	
松戸市	市 長	監 事
柏市	市 長	会 長
流山市	市 長	
八千代市	市 長	
我孫子市	市 長	副 会 長
鎌ヶ谷市	市 長	
印西市	市 長	監 事
白井市	市 長	
千葉県手賀沼土地改良区	理事長	副 会 長

## (顧問)

所 属	役 職	備 考
千葉県議会議員		
〃		
〃		
〃		
〃		

## (参与)

所 属	役 職	備 考
関東農政局利根川水系土地改良 調査管理事務所	所 長	
千葉県農林水産部耕地課	課 長	
千葉県東葛飾農業事務所	所 長	

## 手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会名簿

(幹事会)

平成31年4月1日

所 属	役 職	備 考
船橋市 経済部農水産課	課 長	
松戸市 経済振興部農政課	課 長	
柏市 経済産業部農政課	課 長	副幹事長
流山市 経済振興部農業振興課	課 長	
八千代市 経済環境部農政課	課 長	
我孫子市 環境経済部農政課	課 長	
鎌ヶ谷市 市民生活部農業振興課	課 長	
印西市 環境経済部農政課	課 長	
白井市 市民環境経済部産業振興課	課 長	
千葉県手賀沼土地改良区	参 与	
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 計画課	課 長	
千葉県農林水産部耕地課事業計画室	室 長	
千葉県東葛飾農業事務所	次 長	幹 事 長